

高齢者見守りネットワーク事業(認知症高齢者等個人賠償責任保険事業)の詳細
(保険料算出の根拠、対象となる人数や補償額等)

健康福祉部高齢福祉課

1. 事業の内容

認知症の人が日常生活における偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたことなどによって、本人・家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に備えて、認知症の人を被保険者とする個人賠償責任保険に市が契約者として加入するもので、保険料は市が全額負担します。

2. 対象者の要件

宝塚市に住民登録がある者で、以下の3つの条件をすべて満たす者

(1)宝塚市認知症高齢者等みまもり登録の登録者

(2)在宅生活者(*1)

(3)日常生活に支障をきたすような認知症状等が一定見られ、自身で外出可能な者(*2)

*1 介護保険サービスにおける施設サービス及び居住系サービスを利用していない者

*2 介護保険における認定調査票または主治医意見書から、「認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はM」かつ「障害高齢者の日常生活自立度が自立、J、A又はB」と確認できる者

3. 保険料算出の根拠

本事業を先行実施している尼崎市を参考に積算

年間保険料 1,620円/人

4. 予算措置人数

尼崎市の初年度の対象者を参考に人口按分し、500人と設定

尼崎市:人口約463,000人、高齢者人口 約128,000人

宝塚市:人口約233,000人、高齢者人口 約65,000人

5. 対象者数

上記2(1)の登録者数 28人(R3.6.15現在)

上記2(2)(3)該当者 3,833人(R3.3.31現在)

6. 補償額

1事故につき上限1億円